

条 例 等 立 案 表

題 名 徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	課 (室) 名 教育委員会学校政策課
	担当者名 安崎輝彦
	電話番号 三一三四
制定理由 徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める必要がある。	
あらまし 徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日は、平成二十七年五月二十四日とするとした。	
予算上の措置	
関係法規 徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年徳島県条例第七十五号）	考
法規審議委員会 要 ・ ○	備

徳島県規則第 号

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行  
期日を定める規則を次のように定める。

平成二十七年 月 日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の  
施行期日を定める規則

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成  
二十六年徳島県条例第七十五号）の施行期日は、平成二十七年五月二十四日とする。

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例  
の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

教育委員会 学校政策課

**1 徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（以下「一部改正条例」という。）の内容について（公布日：平成26年12月25日）**

- (1) 寄宿舎の使用料の額を、1か月「1,800円」から「5,600円」に改める。  
ただし、激変緩和措置として、当分の間、使用料の額はその半額とする。  
改定後の使用料は、各寄宿舎について、耐震改修後の寄宿舎へ移転が完了した日の属する月の翌月分（移転完了日が月の初日であるときは、その日の属する月分）から適用する。
- (2) 徳島県立阿南寮の位置を「阿南市宝田町」に改める。
- (3) 徳島県立徳島寮（男子寮）の研修室を、合宿等を目的とする高等学校の生徒等の宿泊に利用させることができることとし、研修室の利用に関し、その利用手続及び宿泊料に関する規定を設ける。
- (4) 徳島県立麻植寮及び徳島県立美馬寮を廃止する。

施行期日は次に掲げるとおりとする。

- (1)については、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において規則で定める日
- (2)については、公布の日から起算して一年四月を超えない範囲内において規則で定める日
- (3)については、公布の日から起算して一年四月を超えない範囲内において規則で定める日
- (4)については、平成28年4月1日

**2 規則の内容**

一部改正条例附則第1項に規定する「公布の日から起算して五月を超えない範囲内において規則で定める日」を平成27年5月24日とすることとした。